様式４

附属機関等の会議結果概要報告書

令和７年５月 20 日

附属機関等の会議の名称	廃棄物減量等推進審議会（第１回）
開　催　日　時	令和７年４月 28 日（月） 午後１時 25 分から午後２時 55 分
開　催　場　所	箱根町役場 分庁舎４階 第５会議室
出　席　者	委員：小林委員(会長)、武藤委員(副会長)、藤原委員、齊藤委員、太田委員、田村委員、勝俣委員 町側：町長、環境整備部長、環境課長、環境課副課長、 環境課環境政策係長、環境課主任主事
議　題　及　び 審議・協議結果等の概要	**（議題）** ⑴　会長及び副会長の選出 会長：小林委員　　副会長：武藤委員 ⑵　諮問 勝俣町長から小林会長へ諮問 ⑶　会議の公開 公開と決定 ⑷　事業系一般廃棄物処理手数料の改定概要及びスケジュールについて 事務局より説明後、質疑応答を行った。 概要は以下のとおり。 太田委員：町が目指している料金改定の時期はいつ頃か？ 環境課長：令和８年４月１日を見込んでいる。 勝俣委員：事業系可燃ごみの処理料金はいくらになるのか？ 環境課主任主事：現行の 18 円から 29 円に改定することが適当と考えている。 藤原委員：事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物の住み分けは整理されているか？ 環境整備部長：大きく分けて家庭系は公共収集（ステーション収集）、事業系は許可収集としているが、少量排出事業者は公共収集に含んでいる。令和４年度実績では家庭系が約 3,000 トン、事業系が約 7,000 トンである。 藤原委員：今回の料金改定を議論する際は、そのロジックと排出割合（家庭系３割、事業系７割）を踏襲するのか？ 環境課主任主事：踏襲する。

	太田委員：現在のごみ処理手数料が 18 円と安価であるのは、お客様にご負担いただいた入湯税が充当されていることが大きな要因の一つであるという部分が見えづらい。 太田委員：今回のごみ処理手数料の改定は、今後の新税の話にも関わってくると思うがどう考えているか？ 環境整備部長：ごみ処理手数料と新税の兼ね合いについては、今後の議論の中で十分にすり合わせをしていく必要があると考える。 田村委員：箱根町のごみ処理手数料 18 円は入湯税の充当に加えて、減価償却費も控除されているため安価であるが、他市町村でも同様に減価償却費を控除しているのか？ 環境課主任主事：一般的にごみ売払い収入は控除されるが、それ以外を控除するしないについては各市町村判断と考える。 田村委員：町民の方と観光事業者には考え方にギャップがある。箱根町は観光立町として、お客様からいただいた入湯税でこれだけの恩恵を受けているということを、しっかりと町民の方にも知ってもらいたい。 田村委員：今回値上げするのは事業系ごみ袋の料金で、家庭用ごみ袋は据え置きか？ 環境課主任主事：据え置きである。 環境整備部長：家庭系ごみ袋は、袋の製造原価相当を販売価格の根拠としているため、家庭系ごみは有料化していないというのが町のスタンスである。 藤原委員：全国的に、1 日 1 人当たりのごみ排出量が多い自治体は将来的に有料化をしてくださいという流れになっているため、箱根町も将来的には考えていく必要がある。 武藤副会長、田村委員：民泊、小さな飲食店や土産物屋等の事業所が、少量排出事業者用ごみ袋を使用せずに、家庭用ごみ袋でステーションに出している実態があり、大きな課題だと考えている。 環境整備部長：厳密に判断することが難しい状況である。極端な表現になるが、「事業者がステーションにごみを出すことは一種の不法投棄になる」という内容で広報に

	より周知している。 太田委員：環境センターの焼却炉を長寿命化するより、湯河原美化センターに運搬し処理した方がコストは低いのか？ 環境整備部長：大きい施設でまとめて処理した方がコストは抑えられる。最終的な 1 市 3 町の共同処理の時期まで環境センター焼却炉を維持すると、新しく建て替えるのと同程度の経費が見込まれる。 小林会長：今回の改定料金 29 円は、中継施設化に伴うコストの低下を加味した料金設定という理解でよいか？ 環境整備部長：共同処理した場合の試算は行っているが、まだ決算ベースの数値が一切出ていないため加味できていない。 ⑸　その他 事務局より事務連絡
問　合　せ　先	担　当　課：環境整備部　環境課 担　当　者：富田 電　　話：0460-85-9565 F　A　X：0460-85-6814 電子メール：kankyou@town.hakone.kanagawa.jp